

学校法人 玉川学園 ガバナンス・コード

第3版

改正 2025年4月1日

目 次

はじめに	1
設置する学校 玉川大学／玉川学園K-12	2
第1章 建学の精神・教育理念	2
1. 建学の精神・教育理念に基づく人材像と玉川モットー	
2. 全人教育と12の教育信条	
3. 人材養成等教育・研究に関わる目的 玉川大学の目的／玉川大学大学院の目的／玉川学園K-12の目的	
第2章 教学ガバナンス	8
■玉川大学	
1. 学 長	
2. 玉川大学部長会の役割	
3. 玉川大学教授会の役割	
4. 玉川大学大学院研究科長会の役割	
5. 玉川大学大学院研究科会の役割	
■玉川学園K-12	
1. 学園長	
2. 玉川学園部長会の役割	
3. 玉川学園K-12協議会の役割	
第3章 中長期計画「Tamagawa Vision 100 (2029)」と社会的責任	11
1. 中長期計画「Tamagawa Vision 100 (2029)」	
2. 社会的責任（コンプライアンス方針）	
第4章 管理運営	15
1. 理事会の役割	
2. 理 事	
3. 監 事	
4. 評議員会の役割	
5. 評議員	
6. 会計監査人	
7. 全学園連絡会の役割	
8. 法人部長会の役割	
9. 教育研究活動等点検調査委員会の役割	
第5章 教育機関における公共性と信頼性	23
1. 学生に対して	
2. 生徒・児童・園児に対して	
3. 教職員等に対して	
4. 社会に対して	
第6章 情報公開	33
1. 公開している情報	
2. 情報公開の工夫等	
第7章 危機管理及び法令遵守	34
1. 危機管理のための体制整備	
2. 内部統制システム整備の基本方針に基づく体制の整備	
3. 違反等の行為に関する公益通報窓口の設置及び公益通報体制の整備	
おわりに	38

はじめに

－「学校法人玉川学園ガバナンス・コード」策定にあたり－

1. 学校法人におけるガバナンス強化の背景と目的

少子化が進む中で、経営の安定性が学校選びの重要な観点となっています。さらに、グローバル化や情報化など環境変化に対応するために、社会構造的な協同が不可欠であり、それには社会からの信頼を欠かすことはできません。そして、これらの課題に学校法人が明確な方針を示し、迅速に対処することが求められています。

令和7（2025）年4月1日、改正私立学校法の施行と共に、学校法人における「内部統制システム」の整備及び私立大学版ガバナンス・コードをはじめとするガバナンス強化への取組が求められており、学校法人制度上の大きな改革であり、制度改正の趣旨を踏まえた運用が学校法人において行われることが重要であると示されました。

2. 法改正と文部科学省等による検討経緯

学校法人制度の改善において、私立学校法等の法令に基づくだけでなく、私立学校の自主性・自律性を最大限に発揮し、自ら行動規範を定めることが、学生等や保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすとともに、学校法人を運営する者が経営方針や姿勢を自主的に点検し、私立学校本来の健全な成長・発展に繋げていくことの必要性が示されています。

3. 私立学校法の一部改正とガバナンス・コード策定

令和7（2025）年に施行される改正私立学校法は、公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するためのものであることが示されました。

また、これまでの学校法人の管理運営制度改正に加え、私学団体等が自ら定める自主行動基準である「私立大学版ガバナンス・コード」により、更なるガバナンスの強化が求められています。日本私立大学協会では、令和6（2024）年10月25日に「私立大学版ガバナンス・コード<第2.0版>」に改正。今回の改正は、加盟大学共通のガバナンス・コードに対して、それぞれの大学が自ら遵守（実施）状況を点検し、その結果を広く社会に公表するための指針が示されており、各大学が独自のガバナンス・コードを策定・点検・公表することを推奨しています。

4. 学校法人玉川学園の取組

学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神・教育理念に基づき教育研究を行うことを目的とし、個性豊かな教育研究機関として自主性・自律性を高め、時代の変化に対応した学校づくりを推進しています。

更に、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを保持し、時代の変化に対応した学校づくりを進めるために、玉川大学・玉川学園K-12（以下「本学」という。）を対象とした「学校法人玉川学園ガバナンス・コード<第3版>」をここに策定し、本法人の規範とします。そして、運営基盤を強化するとともに、教育研究の質の向上と社会への貢献、運営の透明性の確保を図っていきます。

本学は、同一キャンパス内で幼稚園から大学・大学院までの教育活動を実施しており、本学のガバナンス・コード策定にあたっては、日本私立大学協会「私立大学版ガバナンス・コード<第2.0版>」を参考に大学のみならず、本学のすべての学校を対象としました。

設置する学校 玉川大学／玉川学園K-12

■玉川大学：8学部・1専攻科

- ◆文学部：国語教育学科／英語教育学科
- ◆農学部：生産農学科／環境農学科／先端食農学科
- ◆工学部：情報通信工学科／ソフトウェアサイエンス学科／マネジメントサイエンス学科／デザインサイエンス学科
- ◆経営学部：国際経営学科
- ◆教育学部：教育学科／教育学科通信教育課程／乳幼児発達学科
- ◆芸術学部：音楽学科／アート・デザイン学科／演劇・舞踊学科
- ◆リベラルアーツ学部：リベラルアーツ学科
- ◆観光学部：観光学科
- ◆芸術専攻科：芸術専攻

■玉川大学大学院：6研究科

- ◆文学研究科：人間学専攻（修士課程）／英語教育専攻（修士課程）
- ◆農学研究科：資源生物学専攻（修士課程／博士課程後期）
- ◆工学研究科：機械工学専攻（修士課程）／電子情報工学専攻（修士課程）
／システム科学専攻（博士課程後期）
- ◆マネジメント研究科：マネジメント専攻（修士課程）
- ◆教育学研究科：教育学専攻（修士課程）／教職専攻（専門職学位課程）〔教職大学院〕
- ◆脳科学研究科：心の科学専攻（修士課程）／脳科学専攻（博士課程後期）

■玉川学園K-12

玉川学園K-12（Kindergarten to 12th）（以下「本学園K-12」という。）では、幼稚園・小学部・中学部及び高等部を一体として捉えた教育を「K-12 一貫教育」として展開しています。それぞれの学齢やプログラム及び教育課程の特長を十分に踏まえたカリキュラムを設定しています。

<Division>

- ◆Primary Division：幼稚園・1年生～5年生
- ◆Secondary Division：6年生～12年生
- ◆IB Division：6年生～12年生

第1章 建学の精神・教育理念

1. 建学の精神・教育理念に基づく人材像と玉川モットー

創立者小原國芳は、人間を「生まれながらにして、唯一無二の個性を持ちつつも、万人共通の世界をも有する存在である」と定義しました。玉川教育の使命は、1つにこの人間像を実現させることです。そして2つに日本社会、更には世界へ貢献する気概を持った人材を養成することです。そのためには知識と技術を高め、健康な身体を育み、そして正しい心を備えなければなりません。

どの時代にあっても不満はあります。しかし、そうしたことを改善していく困難な仕事を誰かが担わなければならないのであれば、玉川モットーである「人生の最も苦しい いやな 辛い 損な場面を 真っ先きに 微笑を以って担当する」気概のある人こそが21世紀を先導していくに相応しい人です。

この先には未知の苦難が予測されますが、失敗を恐れずに困難に挑戦していく「人生の開拓者」を育てていくことを本学は使命としています。

本学キャンパスで目にする創立者小原國芳の「夢」の筆文字は、“夕”の部分が一画多くなっています。一画多い夢の文字には、「他の人より一つでも多くの夢を持ってほしい」という願いを込めており、生涯最も多く書いた書の一つが、この一画多い「夢」の字でした。

2. 全人教育と12の教育信条

創立以来「全人教育」を教育理念の中心として、人間形成には真・善・美・聖・健・富の6つの価値を調和的に創造することを教育の理想としています。学問の理想は「真」であり、道徳の理想は「善」であり、芸術の理想は「美」であり、宗教の理想は「聖」であり、身体の理想は「健」であり、生活の理想は「富」。その理想を実現するため「12の教育信条」を掲げて教育活動を行っています。

◆12の教育信条

全人教育

教育の理想は、人間文化のすべてをその人格の中に調和的に形成することにある。その展開にあたっては、「真・善・美・聖・健・富」という6つの価値の創造を目指した教育を追求している。

個性尊重

教育とは、一人ひとりの唯一無二の個性を十分に発揮させ、自己発見、自己実現に至らせるものでなければならない。個性尊重の教育とは、一人ひとりの人間をより魅力的な存在へと高めていくことである。

自学自律

教えられるより自ら学びとること。教育は単なる学問知識の伝授ではなく、自ら真理を求めようとする意欲を燃やし、探求する方法を培い、掴み取る手法を身に付けるものである。

能率高き教育

一人ひとりにとって無理無駄がなく効率高い適切な教育のため、学習環境の整備、教材の厳選、教授法の工夫改善、コンピュータとネットワークの活用など、学習意欲を高め、能率を増進させる努力を行う。

学的根拠に立てる教育

教育の根底には、確固とした永劫不変な教育理念がある。その実践のためには、論証が繰り返され、科学的実証が蓄積され、確固たる信念の下に教育活動が行われなければならない。

自然の尊重

雄大な自然は、それ自体が偉大な教育をしてくれる。また、この貴重な自然環境を私たちが守ることを教えることも、また大切な教育である。

師弟間の温情

師弟の間柄は、温かい信頼に満ちたものでなければならない。温情とは甘やかしを意味するものではない。同じ求道者として厳しさの中にも温かい人間関係を大切にしていけることである。

労作教育

自ら考え、自ら体験し、自ら試み、創り、行うことによってこそ、真の智育、徳育も成就する。目指すところは、労作によって知行合一の強固なる意志と実践力を持った人間形成である。

反対の合一

国民と国際人、個人と社会人、理想と現実、自由とルール。これらの反対矛盾対立する二面を一つに調和していく試みに挑みたいものである。

第二里行者と人生の開拓者

マタイ伝に「人もし汝に一里の苦役を強いなば彼と共に二里行け」ということばがある。目指すべきところは、地の塩、世の光となる、独立独行の開拓者の実践力を持つ人材の養成である。

24 時間の教育

教師と学生がともに働き、ともに食し、ともに歌い、ともに学ぶという師弟同行の教育。教育は限定された時間内だけではない。any time の教育を目標に、生活教育、人間教育を大切にしていきたい。

国際教育

今、「地球はわれらの故郷なり」という広い視野と気概を持った国際人が求められている。語学の習得に満足することなく、豊かな国際感覚を養うため、地球のあらゆる場所で行える any place の教育を目指している。

3. 人材養成等教育・研究に関わる目的

■玉川大学の目的

玉川大学（以下「本大学」という。）は教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、更にキリストの教えに従い、建学の理想にかんがみ、「全人教育」をもって教育精神とし、広い教養と深い専門の学術の理論及び応用を教授します。宗教、芸術教育を重んじ魂を醇化し、浄らかな情操を養成し、厳粛な道義心を涵養することをもって人格を陶冶し、併せて人類の幸福と世界の文化の進展に寄与するものとしています。

<学部の目的>

◆文学部

全人教育の理念のもと、国際社会の一員として社会に貢献できる言語運用能力と言語技術、および論理的思考力と柔軟な対応力を備えた人材養成を目指しています。そのため、言語・文化に関する専門的知識、言語運用能力（日本語・英語）、論理的思考力というグローバル社会が求める基礎力を育成するための学科構成及びカリキュラム編成を行っています。

◆農学部

これからの日本に求められる国際競争力の維持・向上、活力ある地域社会の構築という重要課題に「農学」という「食」、「環境」、「健康」に直結する学問領域を通じて、果敢に取り組み、問題を発見・解決する意欲と実行力のある人材の養成を目的としています。実物教育、総合的・学際的視点、国際性、倫理観の4つを重視する教育・研究を展開し、「生産農学」、「環境農学」、「先端食農」という広い視野で農学全般を捉えることを特色としています。これらを通じ、科学の基本である「なぜ？」という鋭い視点を持つ知的好奇心旺盛な人材育成を達成していきます。

◆工学部

全人教育の下、人間力を備えたモノづくりの実践的技術者を育成することをミッションとしています。教育研究に取り組む学部の基本的なスタンスとして、「技術者は、技術の進歩を追求する技術者である前に、人間であることを希求すること」、「失敗を恐れず人生の開拓者として絶えず夢に挑戦する技術者であること」、「現状の正しい認識の上に、常に将来を見据えた前向きな姿勢で迅速な改革に取り組むこと」を前提に実技教育、労作教育を展開しています。また自然尊重、地球環境に留意し環境教育を実践します。その結果、社会人として十分な品格を持った人間性豊かで、コミュニケーション力、問題発見・解決能力を備え、環境にも配慮した新た

な価値を創造できる技術者の育成に努めます。

◆経営学部

経済・社会のグローバル化により、すでに海外進出をしている企業だけでなく国内市場を相手にしてきた企業も基本的な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて移動することを前提にした経営を考える必要があります。世界の各地域には企業経営やビジネス慣行における独自性が残っていますが、グローバル化の進展でそれらの標準化が急速に進んでおり、その動きを背景にして世界の経営学教育も日々進歩し標準化が進展しています。またグローバル化の波により、競争に耐えられない企業が整理される一方で、新たな成長の牽引役となる企業がイノベーションを生み出していくことが喫緊の課題となっています。経営学部では国際経営学科に 3 つのコースを設けて専門性を高めると同時に世界標準で主要科目の学修を進めています。グローバル化に主体的に取り組む実践力と情報発信できる英語コミュニケーション力を修得し、ビジネスの開拓者として社会の要請に応え世界に貢献できる人材の養成を目指しています。

◆教育学部

全人教育の理念に基づき、幅広い知識と理解の深化、社会の変化やニーズに対応できる総合的かつ汎用的な技能や諸能力の体得、平和で豊かな社会の実現に積極的に寄与できる態度・志向性の涵養、そして専攻する分野における幅広く深い専門力、創造的思考力、実践的指導力の醸成を目指す人材養成等の教育研究を行うことで、人間や社会への理解や敬愛、規範意識・倫理観、教育や職務への使命感・責任感、自ら研鑽に努める意欲、実社会におけるリーダーシップ、それらを総合的に活用し自ら課題を解決する能力等を有する教員・保育士ならびに社会人を世に輩出しています。

◆芸術学部

本学創立の理念である全人教育のもと、全人的な人格陶冶と総合大学における芸術学部の特色を生かした芸術教育を目指しています。芸術の各専門領域における理論と技能を体系的・実践的に学び、創造力・論理的思考力・マネジメント能力・協働力を培い、実行力と人間力を兼ね備えた「芸術による社会貢献」を推進しうる人材の養成を目的としています。

◆リベラルアーツ学部

価値観が多様化・複雑化した現代社会では、時代の変化に柔軟に対応しながら複眼的な視野で物事を公平かつ客観的に判断できる人材が求められています。そこでリベラルアーツ学部では、幅広く深い教養および総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養するための教育を推進します。将来のキャリア形成を意識しながら、「学際的教養教育」を進めていく中で、「知の基盤」の充実を図ることを目指し、机上の学びを礎石としつつ、学際的教養を実践ないし応用する機会として、実験・実習・調査・フィールドワーク・インターンシップなどの体験型学修を積極的に取り入れ、地域や企業との連携を図ることで、知性と実践力を兼ね備えている調和のとれたコミュニケーション能力を持った人物を育成していきます。

◆観光学部

グローバル時代におけるツーリズムを通じて、社会の持続的発展に広く貢献できる人材の養成を目指しています。具体的には、組織経営の知識、情報分析力、課題発見力、問題解決力、異文化適応力、コミュニケーション能力を駆使してツーリズムの意義と役割および諸課題を洞察し、持続的に成長・発展する社会の実現に貢献できる人材を養成しています。ツーリズムと組

織経営について、その基礎基本となる知識を体系的に学修し、そこで修得した知見を基に、幅広い観点からツーリズムという現象の意義や役割を理解できるようにします。さらに現状の諸課題を社会科学的な方法論に基づいて認識し、社会の持続的な成長や発展につながる解決策を提示できる能力を培います。グローバル時代の観光・ホスピタリティ産業にあつては、国際共通語としての英語力はコミュニケーション能力の一部として必須であるとの前提にたち、その高度な運用力の修得を図ります。また、自らの歴史や文化、伝統のアイデンティティを十分に理解した上で、異文化理解・適応力に代表される多様な価値観と共生できる力を培う教育・研究を行います。教育課程は、「ツーリズムと組織経営全般に関する知識」を体系的に修得させることと、「英語運用力」の向上を図ることを主軸として編成されています。この教育課程を通して、「人的ネットワークを構築する力」「情報分析力」「異文化理解・適応力」「社会的責任と倫理観」「洞察力と問題解決力」などを身につけた「国の内外でツーリズムと社会の持続可能な発展に貢献できる人材」を養成しています。

<専攻科の目的>

◆芸術専攻科

建学の精神に則り、学部・学科の教育の基礎の上に、精深な専門の理論及び応用の研究指導を行い、専門的技能者を養成し、もって文化の進展に寄与することを目的としています。

■玉川大学大学院の目的

玉川大学大学院（以下「本大学院」という。）は建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展と人類福祉の増進に寄与することを目的としています。

修士課程では、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を身に付けた人材を養成します。

専門職学位課程では、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を身に付けた人材を養成します。

博士課程後期では、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身に付けた人材を養成します。

<研究科の目的>

◆文学研究科

教育研究を行うにあたって、全人的な人格陶冶を根本とし、高度な専門知識を修得し学問研究を発展させることを基本理念としています。学士課程教育で培われた専門的基礎能力を土台に、専門性の一層の向上を図り、国際規模でめまぐるしく変動する現代社会の諸問題に対して取り組み、解決策を提案できる能力を備えた高度で知的な素養のある人材の養成を目的としています。

◆農学研究科

教育研究の目的を、植物、動物、昆虫、微生物、森林の諸機能を生物学的および化学的に解明し、それらの資源生物としての改善、生産性の向上を学際的観点から図ることとし、未利用の生物資源の探索や新しい生物機能の開発・応用ができる知識基盤社会を支えるに相応しい能力と態度を備えた研究者、技術者の養成を目指しています。農学のフィールドは生命活動全般、そしてそれに関わる環境というヒトの生存にも直結する壮大なテーマに開かれているとの認識に立ち、生命、健康、食糧、エネルギー問題など山積する諸課題に対峙し、その解決を担える21世紀の国際社

会が求める人材の育成を目指しています。その際、生物資源と環境動態の知識に裏打ちされた「地球共生系」の考えを重視、リサイクルや地球環境の保全に配慮し、先進のバイオテクノロジーに対しても、倫理観のある応用ができる人材の養成に努めています。

◆工学研究科

工学の視点に立ち、人類が抱えている諸問題を克服し、知識基盤社会を多様に支えることのできる高度な専門性と豊かな人間性、社会性、グローバルな視野を備えた研究者・技術者・教育者を育成することを目的としています。

◆マネジメント研究科

経営学・会計学を中心としたマネジメントの教育と研究を深化させ、特に社会環境の変化に柔軟に対応ができる高度な経営管理能力を養わせることを目指しています。

◆教育学研究科

本学創立の理念である全人教育の精神に基づき、全人的な陶冶を基本理念として、教育学的理論と教育的実践力の融合に努め、学部教育によって得た教育学的基礎能力を土台に、高度な専門的知識と実践的指導力を有する人材の養成を目的としています。

◆教職大学院

高度の専門的知識・技能を背景に優れた指導力を有する高度専門職業人としての教員を養成しています。そのために必要となる複雑な現状を的確に分析し理解するための理論研究の力量や、広い視野を持ち現場での実践に即した方策をたてる能力などを身に付けさせることで、高い能力と優れた資質を有する小学校・中学校・高等学校教員の養成を行うことを目的としています。また、そのための教育・研究を通して地域社会に貢献することを理念としています。

◆脳科学研究科

全人的な人格の陶冶をその基本として、学術の進展と人類福祉の増進に寄与することを教育研究上の目的にすえ、地球自然環境や社会に生きる人間の心のはたらきを司る知覚や認知や思考(知)、感情(情)、意思(意)などに関する高度な専門的知識の修得を通して、人間理解の学問研究を発展させることを教育理念としています。

■玉川学園K-12の目的

玉川学園K-12(以下「本学園K-12」という。)は教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、キリストの教えに従い、全人的教養を基とし、教育を施すことを目的としています。その上で、各種学校関係法令により分断される学校ごとの枠組みを取り払い、幼稚園から高等学校までを一つの学校と捉えた一貫教育体制により、子どもの発達に寄り添った先駆的な学習環境を提供しています。学校を取り巻く環境の変化は著しく、子どもたちが生きていく未来の姿を予測することは困難だと言われています。本学園K-12では2006年の一貫教育体制への移行以来、そうした変化への対応としてさまざまな改革に取り組んできました。引き続き建学の理念を不変の土台としつつも、変化の絶えない学校教育へのニーズに対しては、最も柔軟に、最も適切に対応することで、世界に通用し未来に貢献できる人材を養成していくことを目的としています。

◆教育目標

全人教育の「真・善・美・聖・健・富」の6つの価値を調和的に追求するために、「清い心、よい頭、強い体」を目標とした教育を展開します。

これらは学年の進級に伴って「豊かな心、高い学力、逞しい身体」に発展させ、さらに「強い意志」も目標に加えていきます。1～5年生の目標を例示します。

▶清い心

- ・「あなたの幼き日に、あなたの造り主を覚えよ」の言葉通り、聖書の教えにしたがって宗教的な情操を育てます。
- ・命を大切にし、人を思いやる心、人と分かち合うことができる心を育み、何事にも感謝の心をもって労作できる豊かな人間性を育てます。
- ・大自然の生命力や摂理を素直に受け止め、美しいものに感動する心を養うとともに、地球環境を大切にしようとする意識を高めます。
- ・明るい挨拶や返事、正しい言葉遣い等、社会人としての基本的なマナーや習慣を身につけさせ、自信をもって誠実に生活させます。
- ・正義感をもってきまりを守り、やるべきこと、よいことは進んで行う実践力を伸ばします。
- ・自尊感情を大切にし、玉川っ子としての誇りと日本人としての自覚を持ち、地球市民として世界中の人々と理解しあい、協力しあって共生していく心を育てます。
- ・心の安全を確保しながら勇気をもって未知のことに挑戦する強い心を育てます。

▶よい頭

- ・自らの目標に向かって計画を立て、自分の考えを生かして意欲的に学習に取り組む自学自律の態度を育てます。
- ・豊かな知識や基礎的な技能を、探究する過程を大切にしながら身につけさせます。
- ・さまざまな体験活動を通して、豊かな創造力を培い、筋の通った考え方、柔軟な考え方、偏りのないバランスのとれた考え方ができる子どもを育てます。
- ・学習に根気よく、誠実に取り組み、自分の学習を振り返りながら達成感を味わえるまでやりぬく実践力を養います。
- ・思考の方法と言語技術を身につけ、考えを伝え合い、上手にコミュニケーションをとりながら学ぶことができるようにします。

▶強い体

- ・体と心の健康を自分で守りながら、進んで心身を鍛え、困難に負けずにより高い価値を求めて前進しようとする逞しい意志と体力を育てます。
- ・スポーツ、労作、奉仕的な活動等を通して、友達と励まし合い、協力してチームワークを築いていこうとする社会性と実践力を育てます。

第2章 教学ガバナンス

私立学校法において「理事会は、本法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長・学園長に委任しています。理事会及び理事長は、人材養成等教育研究に関わる目的を達成するための各種施策の意思決定、部長等の任命、教員採用等については、学長・学園長の意向が十分に反映されるように努めています。

■玉川大学

1. 学 長

(1) 学長の職務

学長は、理事会から付与された権限の範囲において、高等教育機関及び高等教育附置機関の教育研究に関する次に掲げる事項について決定します。

- ①教育研究及びこれに関連する人事の基本方針に関する事項
- ②本大学の運営に関する全学的な事項
- ③教員、職員の統督に関する事項
- ④大学部長会、教授会、大学院研究科長会、研究科会の審議に関する基本的・共通的な事項
- ⑤各種委員会に関する事項
- ⑥本大学学則、本大学院学則、その他関係規程等の制定・改廃及び運用に関する事項
- ⑦入学、卒業・修了、学位の授与、転学部・転学科、編入学、転入学、留学、休学、復学、除籍及び再入学に関する事項
- ⑧施設・設備に関する事項
- ⑨その他、本大学の運営に属する必要と認められる重要な事項

(2) 学長の補佐体制

理事長の推薦により理事会の承認を得て、理事長は副学長を任命することができます。副学長は学長を補佐します。

2. 玉川大学部長会の役割

本大学における教育研究の施策に関する審議会議として、学長がこれを招集開会し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとします。

- (1) 教育研究及びこれに関連する人事に関する基本方針等、その運営における全学的な事項
- (2) 教授会の審議に関する基本的・共通的な事項
- (3) 各種委員会に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 本大学学則、その他関係規程等の制定・改廃及び運用に関する事項
- (6) 学長の諮問に関する事項
- (7) 教育研究活動等点検調査委員会の自己点検・評価結果に基づく改善に関する事項
- (8) Tamagawa Vision に関する事項
- (9) その他、本大学の運営に属する必要と認められる重要な事項

3. 玉川大学教授会の役割

(1) 学部における教育研究の施策に関する審議会議として、学部長がこれを招集開会し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとします。

- ①学生の入学、卒業
- ②学位の授与
- ③その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(2) 教授会は、上述の事項のほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるすることができます。

(3) 教授会は定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

4. 玉川大学大学院研究科長会の役割

本大学院の教育研究の施策に関する審議会議として、学長がこれを招集開会し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとします。

- (1) 教育研究及びこれに関連する人事に関する基本方針等本大学院全般の運営に関する事項
- (2) 研究科会の審議に関する基本的・共通的な事項
- (3) 各種委員会に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 本大学院学則、その他関係規程等の制定・改廃及び運用に関する事項
- (6) 学長の諮問に関する事項
- (7) 教育研究活動等点検調査委員会の自己点検・評価結果に基づく改善に関する事項
- (8) Tamagawa Vision に関する事項
- (9) その他、本大学院の運営に属する必要と認められる重要な事項

5. 玉川大学大学院研究科会の役割

- (1) 研究科における教育研究の施策に関する審議会議として、研究科長がこれを招集開会し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとします。
 - ①学生の入學、課程の修了
 - ②学位の授与
 - ③その他、教育研究に関する重要な事項で、研究科会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- (2) 研究科会は、上述の事項のほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができます。
- (3) 研究科会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が研究科会の審議結果に拘束されるものではありません。

■玉川学園K-12

1. 学園長

(1) 学園長の職務

学園長は、理事会から付与された権限の範囲において、初等中等教育機関及び初等中等教育附属機関の教育に関する次に掲げる事項について決定します。

- ①教育の基本方針に関する事項
- ②学校組織、学校運営及びK-12 一貫教育に係る企画・調整に関する事項
- ③教員の人事の基本方針に関する事項
- ④教員、職員の統督に関する事項
- ⑤学園部長会、学園K-12 協議会の審議に関する基本的・共通的な事項
- ⑥各委員会等に関する事項
- ⑦学則及び園則並びに本学園関係諸規程の制定・改廃及び運用に関する事項
- ⑧学事日程及び行事の基本計画に関する事項
- ⑨教員の海外出張計画に関する事項
- ⑩国際交流活動に関する事項
- ⑪課外活動に関する事項
- ⑫校外行事の実施計画に関する事項
- ⑬行事の運営に関する事項
- ⑭校務運営に関する事項
- ⑮施設・設備に関する事項

⑩その他、K-12 一貫教育の運営に必要と認められる重要な事項

(2) 学園長の補佐体制

- ①理事長の推薦により理事会の承認を得て、理事長は副学園長を任命することができます。副学園長は学園長を補佐します。
- ②初等中等教育機関（以下「各学校」という。）に副校長、副園長として学園教学部長を置きます。学園教学部長は、学園長の命を受けて、各学校に関する事項について統括します。
- ③各学校に教頭職として部長を置きます。部長は、学園長及び学園教学部長の命を受けて所属する各学校の教学に関する事項を統括し、所属する教員を管掌します。
- ④運営上の枠組みとしての各 Division に教育部長を置きます。また、担当部長を置くことができます。教育部長及び担当部長は、各学校間の調整及び生徒、児童、園児の教育に関する事項を統括します。

2. 玉川学園部長会の役割

K-12 一貫教育の施策に関する審議会議として、学園長がこれを招集開会し、学園長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとします。

- (1) 教育の基本方針に関する事項
- (2) 学校組織、学校運営及びK-12 一貫教育に係る企画・調整に関する事項
- (3) 教員の人事の基本方針に関する事項
- (4) 各委員会等に関する事項
- (5) 学則及び園則の運用に関する事項
- (6) K-12 関係諸規程の制定、改廃及び運用に関する事項
- (7) 学事日程及び行事の基本計画に関する事項
- (8) 教育研究活動等点検調査委員会の自己点検・評価結果に基づく改善に関する事項
- (9) Tamagawa Vision に関する事項
- (10) その他、K-12 一貫教育の運営に属する必要と認められる事項

3. 玉川学園K-12 協議会の役割

K-12 一貫教育における教育諸活動の細目に関する審議会議として、学園長がこれを招集開会し、学園長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとします。

- (1) 教員の海外出張計画に関する事項
- (2) 国際交流活動に関する事項
- (3) 課外活動に関する事項
- (4) 校外行事の実施計画に関する事項
- (5) 行事の運営に関する事項
- (6) 校務運営に関する事項
- (7) Tamagawa Vision に関する事項
- (8) その他、K-12 一貫教育の運営に必要と認められる事項

第3章 中長期計画「Tamagawa Vision 100 (2029)」と社会的責任

1. 中長期計画「Tamagawa Vision 100 (2029)」

中長期計画「Tamagawa Vision 100 (2029)」ブランディングプロジェクトを立ち上げ、教職員

が一体となり、玉川大学・玉川学園 K-12 のブランドイメージを再構築し、国際社会における玉川ブランドの価値向上を図ります。そして、玉川ブランドの独自性、使命、目指す姿を明確にし、教職員が同じ理解のもと、日々の業務に取り組みます。対外的にも玉川ブランドの発信力強化を図り、100周年に向けてブランドイメージを形成します。

(1) 100周年に向けたブランド・ビジョン

Realizing Dreams, Empowering Vision 多くの夢を抱き、人生を開拓する力を養う

このブランド・ビジョンは、「ゆめの学校」として創立し、総合学園に発展してきた歴史や独自性をもとに決めました。さらには、以下の玉川学園 K-12、玉川大学・大学院・研究所の「スローガン」、大学の各学部・専攻科・大学院の各研究科の「目指す姿」を策定し、一つのビジョンのもと、それぞれの個性を発揮することで、総合学園として一体感のあるイメージを形成していきます。

<玉川大学のスローガン>

Empower Your Vision 人生を開拓する力を養う

◆文学部の目指す姿

Universal Communicator 鋭い思考と豊かな表現によって、国際社会を切り拓く

◆農学部の目指す姿

Agri-Science Explorer 世界を舞台に農学の新たな可能性を探索する

◆工学部の目指す姿

Practical Innovator 挑戦を繰り返し、人を幸せにするイノベーションを起こす

◆経営学部の目指す姿

Visionary Business Pioneer 豊かな感性を持ち、ビジネスを切り拓く

◆教育学部の目指す姿

Forward-thinking Educator 全人教育を担い、教育界を導いていく

◆芸術学部の目指す姿

Inspirational Value Creator 感性とビジネスマインドを掛け合わせ、新たな価値を創出する

◆リベラルアーツ学部

Bright Pathfinder 複眼的な視野と行動力を持って進むべき道を見つけ出す

◆観光学部の目指す姿

Worldly Navigator ツーリズムを通して世界と地域を結び先導する

◆芸術専攻科の目指す姿

Inspirational Value Creator : Advanced 感性とビジネスマインドを掛け合わせ、新たな価値を創出する

<玉川大学大学院のスローガン>

Enrich Your World 未知の領域を開拓する

◆文学研究科の目指す姿

Universal Communicator : Advanced 鋭い思考と豊かな表現によって、国際社会を切り拓く

◆農学研究科の目指す姿

Agri-Science Explorer : Advanced 世界を舞台に農学の新たな可能性を切り拓いていく

◆工学研究科の目指す姿

Practical Innovator : Advanced 挑戦を繰り返し、人を幸せにするイノベーションを実現する

◆マネジメント研究科の目指す姿

Visionary Business Pioneer : Advanced 豊かな感性を持ち、ビジネスを創造する

◆教育学研究科の目指す姿

Forward-thinking Educator : Advanced 全人教育を担い、教育界を切り拓いていく

◆教職大学院の目指す姿

Forward-thinking Educator : Advanced 全人教育を担い、教育界を切り拓いていく

◆脳科学研究科の目指す姿

Intelligence Activator 科学的に心を解き明かし、世界を豊かにする

<玉川学園 K-12 のスローガン>

Realize Your Dreams 多くの夢を抱く

<研究所のスローガン>

Unlock Our Future 未来をつくる

◆学術研究所のスローガン

Unlock Our Future with the Convergence of Knowledge 多様な知が集い新たな未来をつくる

◆脳科学研究所のスローガン

Unlock Our Future with Brain Science 脳科学の力で未来をつくる

◆量子情報科学研究所のスローガン

Unlock Our Future with Quantum ICT Research 量子情報科学の力で未来をつくる

(2) Tamagawa Vision 100 (2029) の策定と実現に必要な取組

- ①2019年までの10年間の中長期目標であるTamagawa Vision 2020の実施結果及び外部機関による認証評価結果、本学の自己点検・評価結果を踏まえ、更には将来の社会をとりまく状況を分析・予測し、計画の策定と実現を図ります。
- ②2021～2024年に「目指すべき姿」を描き、2025～2028年には「夢の実現へ」に向けた具体的な計画を策定します
- ③部門や部署の枠を超え、より多くの教職員にグループワークなどを通じ提案や意見を出し合い、教職協働で実践し目標実現に向けて取り組みます。
- ④構築のプロセスやTamagawa Vision 100 (2029)の進捗状況については、Web上の学内掲示板に掲載し、全教職員が共有できるようにします。そして、チーム玉川として教職員が一丸となって推進していきます。
- ⑤学外に対しても、Tamagawa Vision 100 (2029)の進捗状況を公表していきます。

(3) Tamagawa Vision 100 (2029) に盛り込まれる主な内容

- ①全人教育の先駆者として、理論と実践教育の徹底
- ②国際教育の強化
- ③学部横断型プログラムの開発 (STREAM の実践)
- ④部門横断型プログラムの開発 (K-16、K-20、継続学習)
- ⑤K-16の強みを最大化 (ワンキャンパスの総合学園)
- ⑥社会とのつながりを図るコミュニティの形成 (産官学連携・卒業生との連携・地域連携)
- ⑦新たな教えと学びの様式の確立
- ⑧アントレプレナーシップの醸成 (開拓者精神)
- ⑨「個性や能力の最大化」をはじめとしたK-12教育の可能性の追求

- ⑩将来を見据えた施設・設備の整備
- ⑪財政・経営基盤の強化
- ⑫ブランド浸透活動（学内外への広報/PR 活動の強化）

2. 社会的責任（コンプライアンス方針）

本法人は、「学校法人玉川学園コンプライアンスの推進に関する規程」のもと「コンプライアンス方針」を定めています。コンプライアンスの実践を教育研究活動及び経営の重要課題の一つと位置づけて法令等を遵守し、公正かつ誠実で透明性の高い組織運営を実践しています。

役員及び教職員等は、本法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育研究の発展に寄与するため、高い倫理観と社会的良識を持って公正・公平かつ誠実な職務の遂行に努めています。

◆コンプライアンス方針

本学は教育研究機関として、社会からの期待や要請を的確に捉え、法規範を遵守し、本学の資源と責任の範囲において適宜適切な対応を行います。私たち教職員（以下「私たち」という。）は、ここに定める「コンプライアンス方針」に従い、全学園一致協力のもと国内外から信頼を得られる総合学園としての教育研究活動を推進します。

1. 人格の尊重

私たちは、性別、国籍、人種、地位、思想、宗教等によるいわれのない差別やハラスメントを一切行わず、学生・生徒・児童・園児をはじめとして、私たち自身や学園活動に関わる関係者一人ひとりを尊重する学園風土を醸成します。

2. 社会そして学園構成員としての自覚

私たちは、法令や組織のルールへの遵守はもとより、社会で共有される道徳観、更には本学に対する社会の期待と本学支援者に対する感謝の念を常に意識した、倫理的行動のリーダーであり続けることで教育研究機関としての名誉や信用を高めます。

3. 公平・公正の原理

私たちは、教育研究機関として学生・生徒・児童・園児をはじめとして、卒業生や受験生、取引先、更には私たち自身やさまざまな利害関係者に対して、常に公平・公正を心がけます。

4. 健全な職場環境

私たちは、個人が自分の職務を全うし、かつ円滑なコミュニケーションを図り、個々の能力が十分に発揮でき、安全で健康的かつ働きがいのある職場環境を確保するよう努めます。

5. 学習環境・生活環境の整備

私たちは、学生・生徒・児童・園児が十分な学習効果を得るために、教材の厳選や教授法の工夫改善、コンピュータとネットワークを活用した能率高き教育を推進するとともに、学生・生徒・児童・園児が安心して教育を受けられるための安全な学習環境及び生活環境の整備に努めます。

6. 情報と資産の適正な管理

私たちは、本学におけるさまざまな情報と資産について適正な管理を徹底します。それには、私たちが業務上知り得た個人情報や知的財産権などについて、不正や漏洩が生じないように管理し、適正に取り扱います。また、本学の設備、備品、資金については正当な業務の目的のみに使用し、これら財産の紛失、漏出、盗難、不正利用を招かないよう厳しく管理します。

7. 社会への貢献と責任

私たちは、研究活動による社会の発展への貢献と、社会が求める有為なる人材を育成する責任を

確実に果たします。そのためにも、教育研究活動に関わる情報を適切に開示して、本学に対する理解と信頼の向上に努めます。また、本学におけるすべての学術研究は信頼性と公正性を確保し、その研究成果については本学の教育及び社会へ還元することとします。

8. 地球環境への責任

私たちは、国際社会の一員として、地球の温暖化防止を積極的に取り組んでいくべき重要課題の一つと認識し、学生・生徒・児童・園児及び私たちが一丸となって環境保全や資源保護に努めます。

9. 毅然とした態度

私たちは、社会と健全かつ良好な関係を構築するために、あらゆる不適切な関係は持たず、また社会秩序に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で臨みます。

第4章 管理運営

本法人は、教育研究の更なる充実と質向上を目指して、経営基盤を強化し、その安定性と継続性を図りながら、目的・役割・責務を適切に果たします。本法人の運営管理に当たっては、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を明確にし、建設的な協働と相互けん制を確立します。そのための手段として、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築して管理運営を行います。

1. 理事会の役割

(1) 理事会の役割

①理事会の役割

理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督します

②理事会の議決事項の明確化等

ア. 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、「学校法人玉川学園文書取扱規程」の定めに従い、会議資料とともに保管します。

イ. 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③理事及び本学の運営責任者の業務執行の監督

ア. 理事会は、理事及び本学の運営責任者に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に本学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ. 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制や危機管理体制を適切に整備します。

④学長・学園長への権限委任

ア. 学長・学園長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の業務決定の権限の一部を学長・学園長に委任しています。

イ. 各々の所掌する校務及び所属教職員の役割の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤実効性のある開催

ア. 理事会は、3か月に一回以上、年間の開催計画を策定し、予定される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ. 審議に必要な時間及び環境を十分に確保します。

⑥理事・監事（以下「役員」という。）、評議員又は会計監査人の賠償責任

ア. 任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、当該役員、評議員又は会計監査人はこれを賠償する責任を負います。

イ. 職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員、評議員又は会計監査人はこれを賠償する責任を負います。

⑦役員、会計監査人の連帯責任

本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任の一部免除

役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができます。

⑨非業務執行理事、監事又は会計監査人の責任限定契約

理事（理事長、副理事長、常任理事及び本法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 240 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができます。

⑩理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。

(2) 理事会の招集

①理事会は、理事長が招集します。

②理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長が理事会を招集します。

(3) 理事会の運営

理事会の議長は理事長を充てます。

(4) 理事会の決議

①理事会の決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

②次の決議は、議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

ア. 寄附行為の変更

イ. 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

ウ. 基本財産の処分

エ. 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

オ. 残余財産の帰属者の決定

カ. 収益を目的とする事業に関する重要な事項

③前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ア. 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

イ. 本法人の合併

(5) 常任理事会の役割

①本法人は、業務を円滑に運営するため、常任理事会（以下「常任会」という。）を置きます。

②常任会は、理事長及び副理事長、常任理事をもって構成します。

③常任会は、次の事項を協議し決定します。ただし、常任会で決定した事項のうち重要なものは、次の理事会において、理事長から報告しなければなりません。

ア. 理事会から委任された事項

イ. 理事会及び評議員会に付議する事項

ウ. 本法人の諸規程において常任会の決定を要する旨定められた事項

エ. その他、理事長が必要と認めた事項

2. 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。

②理事（理事長を除く。）のうち1名を副理事長とすることができます。副理事長は理事会の決議によって選定することができ、本法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐します。

③理事会は、常任理事に対し、本法人の特定部門の業務を担当させることができます。常任理事を置く場合の業務の分担は、次の区分によることとし、理事長を補佐し、それぞれの業務を掌理します。

ア. 高等教育機関、高等教育附置機関、高等教育支援機関及び共通教育附置機関の法人業務に関する事項

イ. 初等中等教育機関、初等中等教育附置機関、初等中等教育支援機関及び共通教育附置機関の法人業務に関する事項

ウ. 法人部門、収益事業部門及び前各項に所属しない法人業務に関する事項

④理事長及び副理事長以外の理事は、本法人の業務について本法人を代表しません。

⑤理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は常任理事がその職務を行います。

⑥理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。

⑦理事長、副理事長及び常任理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告します。

⑧理事が利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 理事の選任

①理事は、次の各号に掲げる者とし、理事選任機関である評議員会において選任します。

ア. 学長（校長）のうちから評議員会において選任した者 1名

イ. 評議員会において選任した者 6名

②上記①のアの理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとします。

(3) 理事の資格

理事は、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければなりません。

(4) 理事の任期等

理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとします。

(5) 理事の解任

理事が次の事項のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができます。

- ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- ③理事としてふさわしくない非行があったとき

(6) 常任理事の役割

教職員である常任理事は、知識・経験・能力を活かし、教育研究、経営面について、本法人の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

(7) 外部理事の役割

- ①2 人以上の外部理事（私立学校法第 31 条第 4 項第 2 号に該当する理事）を選任します。
- ②外部理事は、本法人の経営力及びマネジメントの強化のため、理事会においてさまざまな視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③本法人は、外部理事に対し審議事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(8) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

3. 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）

- ①本法人の業務を監査します。
- ②本法人の財産の状況を監査します。
- ③本法人の理事の職務執行の状況を監査します。
- ④本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出します。
- ⑤上記の①から③による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告します。
- ⑥上記の⑤の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求します。
- ⑦本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べます。

(2) 監事及び会計監査人及び選任基準の明確化と選任過程の透明性

- ①監事は、評議員会の決議によって選任します。
- ②選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる

者を選任します。

- ③監事は2名置きます。評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができます。

(3) 監事監査

- ①「学校法人玉川学園監事監査規程」及び「学校法人玉川学園内部監査規程」「学校法人玉川学園公的研究費の管理に関する内部監査実施要領」「学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程」のもとに監事監査を実施します。
- ②監事は、重要性・適時性その他の必要な要素を考慮して、毎事業年度初めに監査計画を策定し、常任理事会に報告します。
- ③監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務執行の状況について、当該年度の監査結果を踏まえ、常任理事会で報告します。必要に応じて意見を述べるすることができます。
- ④監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務執行の状況について、当該年度の監査結果を踏まえ、毎会計年度に監査報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

監事は、監事の職務を補助する者として補助職員の配置を要望することができます。また、監事は、理事会、評議員会等の重要な会議及び理事長との会合に補助職員を陪席させることができます。

(5) 監査基準・計画の策定

- ①「学校法人玉川学園監事監査規程」及び「学校法人玉川学園内部監査規程」「学校法人玉川学園公的研究費の管理に関する内部監査実施要領」「学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程」のもとに監事監査を実施します。
- ②監事は、重要性・適時性その他の必要な要素を考慮して、毎事業年度初めに監査計画を策定し、常任理事会に報告します。

(6) 監事、会計監査人及び監査室の連携体制の確立

- ①監事は、監査室と綿密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めます。監事は、監査室から定期的に報告を求め、また、特定の事項に関して、理事長を通して監査室に調査を依頼し、報告を求めることができます。
- ②監査室は、監事が効率的な監査を実施できるよう、研修機会や必要な情報を提供します。
- ③監事は、会計監査人と綿密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めます。

(7) 監査計画・結果等について情報共有・意見交換

- ①監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務執行の状況について、当該年度の監査結果を踏まえ、常任理事会で報告します。
- ②監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務執行の状況について、当該年度の監査結果を踏まえ、毎会計年度に監査報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出します。

(8) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため監事のうち1名を常勤とし選定します。

4. 評議員会の役割

(1) 評議員会の職務等

- ①評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- ②理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければなりません。
 - ア. 重要な資産の処分又は譲受け
 - イ. 多額の借財
 - ウ. 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - エ. 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準の策定又は変更
 - オ. 収益事業に関する重要事項
 - カ. 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - キ. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - ク. 寄附金品の募集に関する事項
 - ケ. その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

③評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議します。

- ア. 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更
- イ. 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- ウ. 合併

(2) 理事の行為の差止めの求め

- ①評議員会は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、当該理事へ当該行為をやめるよう求めることができます。
- ②前項の場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができます。

(3) 責任追及の訴えの求め

評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによって本法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができます。

(4) 評議員会の開催

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催します。

(5) 評議員会の招集

- ①評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集します。
- ②評議員会を招集する場合には、理事会において、定めた事項を、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければなりません。
- ③前号の通知は、会議の1週間前までに発しなければなりません。
- (6) 評議員会の運営
評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定めます。
- (7) 評議員会の決議
 - ①評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。
 - ②前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければなりません。
 - ア. 監事の解任
 - イ. 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- (8) 評議員会への役員の出席等
 - ①理事長、副理事長、常任理事及び監事は、評議員会に出席しなければなりません。
 - ②理事長、副理事長、常任理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。
- (9) 理事会と評議員会の協議
 - ①理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができます。
 - ②全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行います。
 - ③評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければなりません。

5. 評議員

- (1) 評議員の選任
 - ①評議員は、次の各号に掲げるものとし、評議員選任委員会（以下「本委員会」という。）において選任します。
 - ア. 本法人の職員から選任した者3名
 - イ. 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から選任した者3名
 - ウ. 学識経験者の中から選任した者3名
 - ②上記のアに定める評議員は、本法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとします。
 - ③本委員会は、理事の互選による2名、評議員の互選による2名、学友会及び父母会の互選による2名の計6名で構成します。
 - ④評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮します。
- (2) 評議員の資格
評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守します。
- (3) 評議員の任期等
評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結までとします。

(4) 評議員の解任

評議員が次の事項のいずれかに該当するときは、評議員選任委員会の決議によって解任することができます。

- ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- ③評議員としてふさわしくない非行があったとき

(5) 評議員への研修機会の提供と充実

- ①本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ②本法人は、評議員に対し十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

6. 会計監査人

(1) 会計監査人の職務等

- ①本法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出します。
- ②会計監査人は、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができます。
 - ア. 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - イ. 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - ウ. 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - エ. 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって本法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- ③会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は本法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます。

(2) 会計監査人の選任

会計監査人は、評議員会の決議により選任します。

(3) 会計監査人の任期等

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、1名置きます。

(4) 会計監査人の解任

会計監査人が次の各事項のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。

- ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

7. 全学園連絡会の役割

本学の教育研究活動の全学的な情報の共有と、本法人の円滑な運営支援を図るための審議会議と

して、理事長が招集開会し、理事長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとします。

- (1) 教育支援及び法人運営に係る方針並びにその施策の中で本法人に関する事項
- (2) 大学部長会、大学院研究科長会、学園部長会及び法人部長会での審議事項のうち、本法人に関する事項
- (3) 理事長及び常任会の諮問に関する事項
- (4) 小原奨励金授与分野等選考委員会、教育研究活動等点検調査委員会、卒業生による玉川学園教職員研修基金授与対象者選考委員会、玉川学園防災対策委員会、玉川スチューデントサポート基金選考委員会に関する事項
- (5) Tamagawa Vision に関する事項
- (6) その他、本法人の運営において必要と認められる重要な事項

8. 法人部長会の役割

本学における教育研究活動を支援する業務の施策と、本法人の円滑な業務の遂行を図るための審議会議として、理事長が招集開会し、理事長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとします。

- (1) 教育研究支援及び法人運営に係る方針並びにその施策に関する事項
- (2) 本法人の総合的な業務計画に関する事項
- (3) 寄附行為に関する事項
- (4) 玉川学園職員業務提案審査委員会、玉川学園業務推進課長会、玉川学園全学体育運営委員会に関する事項
- (5) Tamagawa Vision に関する事項
- (6) 個人情報保護、環境問題における公益通報に関する事項
- (7) 法人部門の各部署が主管する諸規程の制定、改廃及びそれらの運用に関する事項
- (8) 理事長及び常任会の諮問に関する事項
- (9) 教育研究活動等点検調査委員会の自己点検・評価結果に基づく改善に関する事項
- (10) 教育研究支援及び法人運営に係る方針並びにその施策に関する事項

9. 教育研究活動等点検調査委員会の役割

本学の教育研究等の活動及びその運営に関し、総合的な点検・調査・分析・評価を行い、その結果に基づく改善に努め、本法人の教育研究水準の質を保証し、その向上を図るための諮問会議として、理事長が招集開会し、次に掲げる事項について審議会議に答申します。

- (1) 各部会の点検・評価等の結果及び改善施策に関する事項
- (2) 上記(1)に基づく改善の指摘に関する事項
- (3) 上記(1)及び(2)に基づく改善施策の進捗に関する事項
- (4) 本委員会の組織、手続きの点検・評価に関する事項

第5章 教育機関における公共性と信頼性

教育機関として、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。そして、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして、学生・生徒・児童・園児、保護者、同窓生、教職員等のもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり

続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

1. 学生に対して

(1) 本大学は3つの方針（ポリシー）を定め、入学から卒業・修了に至る学びの道筋を学生に示しています。今後も明確に学生に提示していきます。

①社会が求めるどのような能力を学生に身に付けさせるのかという卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）、それを実現するためにはどのようなプログラムを展開するのかという教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）、この2つのポリシーを体現するのにどのような学生を受け入れ、教育を展開していくのかという入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）をこれからも明確にして、全学生必携の『学生要覧』に明示していきます。

②この3つのポリシーを指針として大学教育・大学院教育の諸活動を展開し、結果を自己点検・評価するとともに、改善向上に取り組むことで内部質保証システムを確立し、これにより大学教育・大学院教育の不断の改革・改善を行い教育の質の向上に努めます。

<本大学の3つの方針>

▶卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

本学の創立者小原國芳は、人間を「生まれながらにして、唯一無二の個性を持ちつつも、万人共通の世界をも有する存在である」と定義しました。玉川教育の使命は、1つにこの人間像を実現させることです。そして2つに、日本社会更には世界へ貢献する気概を持った人材を養成することです。そのために、「12の教育信条」を掲げて教育活動を展開しています。

これらの活動を通して、各学位プログラムの課程を修め、124単位以上を累積 GPA2.00以上の成績で修得した者には卒業を認め、学士の学位を授与します。あわせて、以下の学士力を修得している人材を養成することを教育目標としています。

①知識・理解

- ・多文化・異文化に関する知識の理解
- ・人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

②汎用的技能

- ・コミュニケーション・スキル
- ・数量的スキル
- ・情報リテラシー
- ・論理的思考力
- ・問題解決力

③態度・志向性

- ・自己管理能力
- ・チームワーク、リーダーシップ
- ・倫理観
- ・市民としての社会的責任
- ・生涯学習力

▶教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

本大学では、学生が卒業認定・学位授与の方針に掲げる学士力を身に付けることを目指して、さまざまな学問分野にふれ、自らの専攻領域の学問的・社会的役割と関連づけ、学士課程教育

において重要な役割を果たす教養教育と専門教育の連動を目指した「ユニバーシティ・スタンダード科目」を編成しています。それぞれの学部においては、教養豊かな幅広い知識を持ち、基礎学力の堅固な基盤と高度な専門能力を持った有為な人材を育成するために「学科科目」を編成しています。

また、教育課程（カリキュラム）については、整合性や体系性・系統性が容易に理解できるように、学問分野、科目間の連携や科目内容の難易度を表す記号・番号をつけ、教育課程の構造をカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーでわかりやすく明示しています。

授業の履修にあたっては、大学設置基準に定められた単位の基準を踏まえ、1日8時間の授業及び授業外学修を標準とし、半期の履修上限単位を16単位としています。また、半期ごとに学修状況判定を設け、一定のGPAをクリアすることを求めています。

各授業科目については、各授業科目の到達目標と、その授業を通してどのような力（卒業認定・学位授与の方針で示した学士力）が身に付くのかをカリキュラム・マップ及びシラバス（授業計画）に明示しています。また、授業を通して身に付く力を学生が効果的に修得できるようアクティブ・ラーニングなどの教育方法を取り入れて授業を展開しています。

成績評価は本大学の成績評価基準に基づき、ルーブリック等を活用し、各授業科目の到達目標の達成状況により行っています。

▶ 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

本学は創立者小原國芳が、人間を「生まれながらにして唯一無二の個性を持ちつつも、万人共通の世界をも有する存在」と定義した人間像を実現させることを使命とし、日本社会及び世界へ貢献する気概を持った人材を養成することを目指しています。そのためには知識と技術を高め、健康な身体を育み、そして倫理観を備えなければなりません。このような観点から、本大学では高等学校までに培う「生きる力」の修得を重視しています。どのような状況にあっても、自ら課題を発見し、考え、判断し、行動できる力を有することは、変化の激しい社会を担う人材として必要不可欠です。本大学ではそのような力を「学士力」として教育目標に据えています。

本大学の教育理念、教育目標を理解するとともに、人材育成の方針に共感し、主体的に学修に取り組む姿勢を持った者の入学を望みます。入学者の受け入れについては、以下に掲げる点に留意して多様な選抜方法を実施しています。

- ① 高等学校で学習する各教科を単に履修したという事実にとどまらず、履修した教科内容を確実に修得していることを重視します。
- ② 学校推薦型選抜・総合型選抜で本大学への入学を希望する者は、高校での学習成績の状況だけでなく、各種資格・検定試験等で、高校生としての最低水準を示す等級、レベルや点数を併せて取得していることを評価の対象とします。
- ③ 志望学部・学科で学ぶ明瞭な目的意識（将来計画）や意欲があることを重視します。
- ④ クラブ活動やボランティア活動、科学オリンピックや各種大会・コンクールの成績、留学や海外活動の経験、生徒会活動の状況など高等学校内外における諸活動を重視し、多面的・総合的に評価します。

< 本大学院の3つの方針 >

▶ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

本大学院は、大学院の目的に則り、以下の要件を満たした者に修士又は教職修士（専門職）及

び博士の学位を授与します。

- ①修士課程においては、各研究科・専攻所定の要件・単位修得を満たし、かつ修士論文または課題研究の審査および最終試験に合格した人に修士の学位を授与します。
- ②専門職学位課程においては、所定の要件・単位修得を満たした人に教職修士（専門職）の学位を授与します。
- ③博士課程後期においては、各研究科・専攻所定の要件・単位修得を満たし、かつ博士論文の審査および最終試験に合格した人に博士の学位を授与します。

▶教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

本大学院は、学位授与の方針に基づき、以下のとおり教育課程を編成し実施します。

- ①修士課程、専門職学位課程においては、専攻分野における研究能力に加えて高度の専門職を担う能力を培うための体系的な教育課程を編成します。
- ②博士課程後期においては、修士課程で培った研究能力や専門的な能力をもとに、専攻分野についての自立的な研究を遂行する能力を身に付けるための教育課程を編成します。

▶入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

本大学院は、学士課程で学んだ専門領域を深め、更に高い能力を備えた技術者や専門職、研究者を育成しています。このために、以下の能力や意欲を備えた人の入学を望みます。

- ①修士課程、専門職学位課程においては、学士課程で培った基礎能力をもとに、専攻分野において自ら探求する研究意欲のある人、及び高度専門職に必要な知識・能力の修得を目指す人。このために、各研究科においては、学士課程における累積 GPA 又は検定資格が一定以上であることを求めます。
- ②博士課程後期においては、修士課程で培った専門知識と研究能力をもとに、自立して独創的な研究に取り組む意欲と社会貢献に強い意志を持った人。

上記の能力や意欲を備えた者の入学試験は推薦入試（学内進学者のみ）、一般入試により実施します。試験の方法等は各研究科の入学者受け入れの方針や入学試験要項によります。

- (2) 本学での学びを通して身に付けたさまざまな知識や技術を、将来どのように活かし、社会貢献へと結び付けていくかが、学問を究めることに加えて、大切です。そのため、幅広い知識と教養を身に付けた豊かな人間性を育む「全人教育」をカリキュラムの軸として、以下のようなさまざまな特色のある教育を実践しています。更にこれらの取組を推進していきます。

①初年次教育の充実

高等学校までの与えられた知識の暗記中心の授業ではなく、大学では自主的に学修していくことが求められることから、4年間という限られた期間で目的意識を持って大学での学修・生活に臨み、効果的に専門知識や学士力を身に付けることを目的として、初年次教育の充実を図っています。

②ユニバーシティ・スタンダード科目（以下「US科目」という。）と学科科目

本大学では、学生が卒業認定・学位授与の方針に掲げる学士力を身に付けることを目指して、さまざまな学問分野にふれ、自らの専攻領域の学問的・社会的役割と関連づけ、学士課程教育において重要な役割を果たす教養教育と専門教育の連動を目指したUS科目を編成しています。また、それぞれの学部においては、教養豊かな幅広い知識を持ち、基礎学力の堅固な基盤と高度な専門能力を持った有為な人材を育成するために「学科科目」を編成しています。

③学級担任制と少人数制クラス

1クラスをできるだけ少人数にし、各クラスに学科の専任教員を担当として配置しています。学級担任は履修指導や学生生活全般について、相談に応じています。

④ELF プログラム

ELF (English as a Lingua Franca) とは、「共通の母語をもたない人同士の意思疎通に使われる英語」のことです。世界の英語使用者の約8割がノンネイティブスピーカーといわれる国際社会でも通用する、どのような相手とも意思疎通ができる「使える英語」を身に付けることを目指し、ELF プログラムを実施しています。

⑤ESTEAM 教育の推進

社会が抱える問題が複雑・多様化し、個々の学問分野の知識では解決が難しい時代です。大学教育にも学際的な異分野融合が求められており、欧米では科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、数学 (Mathematics) を統合的に教える「STEM 教育」が提唱されています。本大学では、ここに共通言語としての英語 (ELF/ English as a Lingua Franca)、芸術 (Arts) を加えた「ESTEAM 教育」を推進し、ワンキャンパスの総合大学だからこそ可能な複合的な学びを展開しています。

⑥SAE 海外留学・研修プログラム

創立以来、国際教育に力を入れ、世界各国の提携校で多彩な教育を行う全学部・全学科対象の海外留学・研修「SAE (Study Abroad Experience) プログラム」を実践しています。

⑦行事

知識だけに偏らない人格教育を目指す本大学では、行事も「人を育てる」大切な機会と考えています。体育祭や大学音楽祭、クリスマス礼拝、各学部における研修行事等の「行事」を通して、社会の構成員として欠かせない社会性や協調性を身に付け、体験を通して学んだ知識や技能を深めるだけでなく、健全な心身と豊かな情操を育みます。

⑧教員養成

これまでに多くの教育者を輩出し、「教員養成の玉川」という高い評価を得ています。早期からの参観実習、サービス・ラーニング、教育ボランティア、インターンシップ等の実践教育を重視しています。また、教員志望の学生を支援する「教師教育リサーチセンター」を設置し、全学体制で学生のサポートを行っています。

(3)「履修主義」から「修得主義」へと転換し、単位制度の実質化を図り、学生の主体的な学びを推進しています。更にこの充実を図ります。

①単位制度の実質化を目指し、履修登録単位数の上限を半期 16 単位とする CAP 制を導入することにより、1日8時間の学修時間(授業及び授業外学修)を確保して、学修に集中できる環境を整備しています。

②授業にアクティブ・ラーニングを導入し、学修成果の可視化を推進しています。学修成果の可視化を図るための組織的な取組として、学士力を策定し、全科目において修得できる力を学生に明示しています。また、学修プロセス評価を重視するための仕組として、学生ポートフォリオを導入し授業を通して、どの力がどのくらい身に付いたのかをレーダーチャートで確認できるようにしています。これらの取組を一層充実させることにより、学修のモチベーション維持や向上を図り、DPの目標達成に繋げるよう努めています。

③科目履修にあたっては、単位の修得のみならず、優れた成績評価を得ることが修得主義にお

いては重要です。そのため、学生個々の学修達成度の評価法として GPA（科目成績平均値）制度を導入し、卒業要件に累積 GPA2.00 以上という条件を加えています。

- (4) 学生の充実した学びの場となる学修環境の整備、充実を今後も図っていきます。これまで、ラーニング・コモンズや教育学術情報図書館を備えた「大学教育棟 2014」、知の融合を図る「STREAM Hall 2019」、体験を通して実践力を高める「SCIENCE HALL」「Consilience Hall 2020」、語学を通して世界と繋がる「ELF Study Hall 2015」、音楽・芸術にふれる「University Concert Hall 2016」など、学生の主体的な学びや ESTEAM 教育を展開する学修環境を整備しました。また、学修支援、学生生活支援、キャリア支援に対する一貫した支援体制を構築し、支援の充実を更に図ります。
- (5) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備、充実に取り組みます。
- (6) ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。本学の「コンプライアンス方針」に従い、性別、国籍、人種、地位、思想、宗教等によるいわれのない差別やハラスメントを一切行わず、学生一人ひとりを尊重する学園風土を醸成しています。

2. 生徒・児童・園児に対して

(1) K-12 一貫教育の推進

本学は、幼稚部から大学院までを擁する総合学園としての特性を生かし、同一キャンパス内で独自の一貫教育を展開します。

子どもたちの心と身体の発達段階を踏まえ、教育効果を考慮して、幼稚部（年少～年長）、小学 1～5 年生、6～8 年生（中学 2 年生）、9～12 年生（中学 3 年～高校 3 年生）という枠組みで教育活動を行い、それぞれの学齢の特長を十分に踏まえたカリキュラムを設定します。

また学部間の入試を廃止し、該当学年の進級基準を満たすことで進級可能となる「学年進成型」の教育システムで、それぞれの学年が上位学年において必要な学力や能力を確実に育てることを心がけます。

(2) 全人教育の実践

「全人教育」を実践するため、教科学習による知識や学力の修得だけではなく、豊かな人間性を育むための教育活動を行います。

◆礼 拝

幼稚園から高校 3 年生まで、週に 1 回「礼拝」の時間を必修とします。厳かな空間で、賛美歌の斉唱、聖書朗読を行い、自分が多くの人に支えられて生きていることを自覚し、謙虚さや感謝の気持ちを持って生活する豊かな心を育成します。12 月には各部においてクリスマス礼拝を行います。

◆音 楽

「歌ではじまり、歌で終わる」と言われるほど、玉川学園では歌や音楽が日常生活の中に溶け込んでいます。日々の生活、節目となる行事では必ず歌を歌います。生活に音楽が密着していることにより、自然と個々の感性や豊かな人間性が育まれます。

◆美 術

幅広い創造活動を通して、感性と美的体験を豊かにし、芸術を愛し、心豊かな生活を創造する心情を育成します。さらに自己実現のためのより高い価値観や、自らの個性を伸ばそうと

する姿勢を身につけます。

◆ 労 作

「百聞は一見に如かず、百見は一労作に如かず」。労作は自ら考え、体験し、試み、創り、行うことで、強い意志と実践力を備えた人材育成を目的とします。仲間とともに校舎を美しく整えたり、田畑で作物を育てることで、他者と自分との関係や、社会性を身につけます。

◆ 自由研究

自学自律の精神を具現化した学習が自由研究です。教科学習や芸術、スポーツなどの分野からテーマを一つ決め、自発的に研究に取り組みます。なるべく長期的に研究を継続させ、将来の進路につなげることを奨励します。

◆ 体 育

知識を実践するには強い身体が必要であるとともに、豊かな心の育成も必要です。一人ひとりが運動に親しみ、自発的に運動する習慣や基礎的な技能を身に付け、心身を一体と捉えた強い身体の育成をめざします。

(3) ホンモノにふれる学び

本学園K-12では、実際に自分の目で見ること、聞くこと、触れること、体験することが重要であると考えています。実際に体験させること、多くの経験を積ませることが、子どもたちの学習意欲を向上させ、本当の学力を高めることにつながります。日常的に、学内の教育博物館において美術品や史料に触れたり、学内の田畑で農作物を育て食すといった体験は、子どもたちの感性や探究心を大きく刺激します。また、一流の演奏家が奏でる音を間近で聴いたり、興味を持った国を実際に訪れて人と文化に接するといった体験は、人間としての幅を広げ、品格を育てることにつながると考えています。より多くの知識、高い学力の獲得に加えて、独自の感性や探究心、人間としての教養や品格、コミュニケーション能力など、教科学習だけでは得られない人間性の素地を育むのがホンモノに触れる学びです。あらゆる場面を実際に体験することで、どんなシーンでも堂々と立ち振る舞い、世界に通用する人間性の土台を養っていきます。

(4) 国際理解教育

次世代のリーダーとして活躍するためには、国際人として世界の文化や価値観の多様性を理解し、広い視野を持ちながら自分の意思を的確に伝える能力が必要となります。単に語学を修得するだけの国際教育ではなく、体験を通じた知識に基づき国際社会を考える教育を展開します。

(5) One campus での学び

本学は、幼稚園から大学・大学院までが、同一のキャンパス内に集う総合学園です。61万㎡の広大な敷地内に、幼稚部の園舎から、大学・大学院や研究所までが点在しています。子どもたちにとっては、キャンパス全域が学びの場であり、キャンパス内に集うすべての人々がそれぞれの専門分野で子どもたちの教育をサポートします。

未来型野菜工場においてLEDで栽培されたレタスを試食したり、農学部の教授の指導の下で養蜂を体験したり、子どもたちは学校の中で数多くの貴重な体験をすることができ、知的好奇心を大きく刺激されています。また大学生とともに大学の講義に出席したり、最先端の研究実験に参加できることは、中高生の学習意欲を大きく向上させています。

そして幼・小・中・高の教員がそれぞれ共通の学力観・価値観を持ちながら、異学年交流を積極的に展開します。異なる学齢の子どもたち同士が関わり、協力して活動する中で、互いに切

磋琢磨して能力を伸ばすことができるように、学年間の連携を図ります。

(6) 次世代リーダーの育成

現代は、先行きが不透明で、将来予測が困難な時代（VUCA 時代）と言われています。この VUCA 時代を切り拓き、明るい未来社会を創造する気概をもった人材を育成するため、新しい教育への挑戦を続けます。次世代のリーダーの資質として、「科学的思考に基づく探究力や創造性」「真に国際社会を理解するグローバルな視野」「生涯活用できる思考スキル」「高度情報化社会を生き抜くための ICT スキル」が必要不可欠であると捉え、「STEAM 教育」・「国際教育」・「学びの技」・「ICT 教育」を柱として強化し、さまざまな教育プログラムを推進します。

(7) 本学園の3つの方針（10～12年生）

▶ 育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

調和のとれた人間性を持ち、唯一無二の個性を十分に発揮できる人材を育成する。

相反する対立に対して協調と調和を重んじ、これを通じて二元の葛藤を解決する「反対の合一」の精神を培い、「大胆でありながら慎重、朗らかでありながら優雅、快活でありながら節度を保つ」。このように、相反する良い面を合わせ持つ、豊かな心を持った人材を育成する。豊富な知識や技能を身につけ、「全人教育」を通じて培った探究心や創造力をもって、予測困難な状況に自ら立ち向かい、柔軟な発想を持って未来を切り拓き、国際社会で活躍できる人物の輩出を目指す。

▶ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・本学の建学の精神である「全人教育」を具現化し、個性を最大限に伸ばす学習支援を行う。
- ・生徒一人ひとりの志望進路の実現に向けて、効果的に学力を身につける「能率高き教育」を体系的に設定する。
- ・大学での研究や夢の実現へつながる「知行合一」を実践する探究学習を通じて、未来を切り拓く力を養う。
- ・社会の変革に対応し、新たな価値を創造できる人材育成のためのカリキュラムを編成・実施する。
- ・学習意欲の向上を図る、生徒自らが学びの成果を実感できる評価を実施する。

▶ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

- ・自ら学び、考え、行動する、創造力豊かな生徒
- ・自らが打ち込める目標を掲げ、創意工夫しながら自分を磨こうとする生徒
- ・あらゆる分野を学びの対象とし、意欲的に学ぼうとする生徒
- ・「ゆめ」を抱き、「ゆめ」の実現に向かって果敢に一步踏み出す生徒
- ・人生の最も苦しいいやな辛い損な場面を真っ先きに微笑を以って担当できる生徒

3. 教職員等に対して

(1) 教職協働

中長期計画の策定・実行・評価・改善による教育研究の質の向上に取り組み、ステークホルダーの期待に応えるために、教員と事務職員等は教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保していきます。

(2) PDSA（Plan-Do-Study-Action）サイクルによる質保証

全教職員による、建学の精神・教育理念に基づく教育研究活動等を通じて、私立学校として社会的価値の創造と最大化に向けた取組を推進しています。

①ボード・ディベロップメント：BD

- ア. 常任理事は、寄附行為等関連規程及び事業計画等に基づき、責任担当事業領域・職務に関わる PDSA サイクルを毎年度明示します。
- イ. 監事は毎年度策定する監査計画を常任会で理事長に報告します。また、監査の実施状況を常任会で理事長に報告したうえで、監査結果報告書を理事会及び評議員会に提出します。

②ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ア. 大学教育の質保証の取組を推進するため、教員個々の教育研究活動に関わる PDSA サイクルを毎年度実施しています。
- イ. 教員の教育研究活動の向上・能力開発に関して恒常的に取り組み、その質的充実を図ることを目的として大学 FD 委員会及び大学院 FD 委員会を設置し、年次計画に基づき取組を推進しています。

③プロフェッショナル・ディベロップメント：PD

- ア. K-12 一貫教育の質保証に取り組むため、教員個々の専門性と資質の向上のための取組を推進しています。
- イ. PD 推進に関わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進しています。

④スタッフ・ディベロップメント：SD

- ア. 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組を推進しています。
- イ. SD 推進に関わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進しています。
- ウ. 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行っています。
- エ. これまで実施してきた本学の各種研修、業務改善 PDSA システム、新採用職員の大学院での学修を充実させて、事務職員等の更なる資質向上を目指していきます。

4. 社会に対して

(1) 自己点検・評価及び認証評価

①自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDSA サイクル）の実施

1991年に自己点検・評価が努力義務化されたことを受け、本法人ではいち早く1992年4月に玉川学園教育研究活動等点検調査委員会を発足させました。「学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程」に基づき、教育目標や組織目標の実現に向け本大学及び本学園 K-12 全体でそれらの目標の達成状況や各種課題の改善状況等について定期的な自己点検・評価を実施しています。

また、2022年4月から教職課程の自己点検・評価が義務化されたことに伴い、関連するガイドラインに基づき、自己点検・評価を実施しています。

今後もその結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し実行します。

②認証評価（本大学）

2004年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本大学は2018年度には、2017年度に作成した「2017自己点検・評価報告書」を基に認証評価を受審し、3度目となる大学基準協会による「適合」の評価を得ました。

また、専門職大学院は5年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられており、教育学研究科教職専攻（教職大学院）は2020年度に作成し

た「自己評価書 2020」を基に認証評価を受審し、3度目となる教員養成評価機構による「適合」の評価を得ました。

今後も評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育研究水準の向上と改善に努めます。

③学校評価（本学園K-12）

世界水準に適合した学校力を客観的に証明するため、2004年に世界的な学校認定組織 CITA からの認証を受け、2006年に NCA-CASI から認証を受けました。2015年からは NCA-CASI の認証に変わり、CIS（The Council of International Schools）のメンバー校として認定を受けましたが、2017年以降は認定を継続せずに、CIS の学校認定評価基準を活用し点検する形で、2020年まで自己評価を実施しました。2021年からは、2009年に認定を受けた国際バカロレア機構の「プログラムの基準と実践(Programme Standards and Practices)」を活用し点検することとし、自己評価を継続的に実施しています。これらの活動の一環として、定期的に保護者や生徒・児童に対する「満足度調査アンケート」を行い、学校運営の重要な参考としています。今後も国際バカロレア機構の「プログラムの基準と実践」を活用して、自己点検・評価を行っていきます。

④学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に関わる情報及び保有する教育研究をはじめとする各種情報資源を、機関誌『全人』等の刊行物やホームページ等を通じて積極的に公表し、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。また、「学校法人玉川学園情報公開規程」により、閲覧請求があった際の開示体制について整備しています。

（2）社会貢献・地域連携

①学校の社会的責任として、本学と各地域が互いの幅広い分野で協力関係を築き、持続・発展的に連携を深めることにより、地域社会の発展や未来を担う人材育成に寄与することを目的に、各地域と積極的に連携・協力の包括協定を締結し、連携プログラムの実施や研究成果の還元といった活動を行っています。更に連携先との交流の充実を図ると共に、連携先の拡大も進めていきます。

②本学が持つ知的財産や情報、施設を地域の自治体・団体が持つ資源との連携により有効に活用する取組を更に推進していきます。

③現在、学外組織との連携は、総合学園の強みを生かし、小学校英語、アドベンチャープログラム、農業技術の提供、観光振興、商品開発・デザイン、PR動画作成、クラブ活動の外部派遣等連携内容が多岐に渡っています。連携する地域も年々増加し、本学と地域との関係が強化されています。近年は大学間連携や近隣自治体との教育連携から、国のニーズにかなう地方創生の取組に比重を移し、「情報交流」「農業の振興」「観光の振興」「地域産業の活性化」「生涯学習・教育分野での交流」「持続可能な社会」等幅広い分野で連携・協力活動を行っています。更にこの幅広い分野での連携・協力活動を推進していきます。

④SDGs への取り組み

本学の教育理念に基づき、持続的なグローバル目標である「SDGs」達成に向けた、Tamagawa Mokurin Project、Sci Tech Farm／アクア・アグリステーション、サンゴ研究、Tamagawa Sustainable Chemistry-powered-vehicle Project など、さまざまな研究・教育活動を展開しています。

⑤大規模災害や環境問題、高齢化による働き手の減少などを解決する一方策として、気候や場

所に左右されない LED による野菜栽培の研究や水産資源の陸上養殖の研究に取り組んでおり、このような先端研究を更に推進していきます。

- ⑥教育学部通信教育課程や継続学習センターによる生涯学習の実施など、時代の要請に応じた継続学習の場を広く提供しています。今後もより幅広い世代に対応した継続学習を提供します。

第6章 情報公開

1. 公開している情報

公開すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条の 2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定又は一定程度共通化されています。公開するとした情報については今後も主体的に情報発信していきます。

（1）法人及び学校の基本情報

- ①概要・沿革
- ②教育理念・12 の教育信条
- ③寄附行為
- ④役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿で、個人の住所に関わる記載の部分を除いたもの。）
- ⑤役員等の報酬等の支給基準
- ⑥学則
- ⑦組織図
- ⑧在籍者数・教職員数

（2）経営及び財務に関する情報

- ①事業計画・事業報告
- ②財務状況
- ③監査報告
- ④授業料、入学金その他の徴収する費用

（3）評価に関する情報

- ①組織・規程
- ②自己点検・評価
- ③認証評価等アクリディテーション

（4）コンプライアンスに関する情報

（5）本大学の教育に関する情報

- ①教育研究上の目的及び卒業又は修了認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針
- ②教育研究上の基本組織
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- ④入学者の選抜に関すること
- ⑤入学者数、収容定員及び在学者数、卒業・修了者数、進学者数・就職者数及び進学・就職の状況並びに外国人留学生の数

- ⑥授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
 - ⑦学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（学位論文に係る評価基準を含む）
 - ⑧本大学の教員養成の状況
 - ⑨本大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に関わる支援
 - ⑩校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境
 - ⑪教職大学院に係る専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況
 - ⑫研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況
- (6) 本学園K-12の教育に関する情報
- ①教育の目的と内容
 - ②教育の基本組織
 - ③教員組織
 - ④学年・クラス・人数
 - ⑤年間行事計画・日課表
 - ⑥学園生活支援
 - ⑦校地、校舎等の施設及び設備

2. 情報公開の工夫等

- (1) 上記の本法人に関する情報については、Web公開に加え、それぞれの部署に備え置き、「学校法人玉川学園情報公開規程」の定めに則り閲覧に供します。
- (2) 公開方法は、Web公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、これまでどおり「大学ポートレート」の活用や、学校案内、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- (3) 公開に当たっては、用語解説や分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

第7章 危機管理及び法令遵守

学校や社会において、過去の安全は将来の安全を保証するものではありません。学校における危機管理の最も重要な点は、学生・生徒・児童・園児及び教職員の生命や心身に被害を及ぼす危険や危機に対して、安全な教育環境を確保することです。

更に、学校として社会的責任を果たし、広く社会からの信頼を得られるために、法令遵守についても、さまざまな対策や体制整備を行っていきます。

1. 危機管理のための体制整備

(1) 危機管理体制の整備と取組

教育研究機関として、本学に対する社会からの期待や要請を的確に捉え、法規範を遵守し、本学の資源と責任の範囲において適宜適切な対応を行うための指針として「学校法人玉川学園内部統制システム整備の基本方針」「学校法人玉川学園コンプライアンス方針」を定めています。加えて危機管理に関する規程や組織体制を整備しています。今後とも危機管理への対応に取り組んでいきます。

(2) 防災対策と安全管理の連動

「学校法人玉川学園安全対策規程」や「学校法人玉川学園安全対策実施要領」など予防の意識から「安全教育」までを包括した規程を策定し実施しています。また、地震・火災・台風・事故・犯罪・海外での安全管理等の項目をまとめた『防災の手引き』(冊子)を作成・配付し、「学校法人玉川学園防災管理規程」のもと防災訓練を実施しています。ハード面では、1万人の学生・生徒・児童・園児が3日間生活できる量の物資(コンテナ15棟)を備蓄しています。これらの取組を継続して推進します。

(3) 学生・生徒・児童への安全教育の徹底

学生・生徒・児童が悪質商法やSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の普及に伴うトラブル、麻薬・覚せい剤への誘惑、悪質宗教への勧誘等に巻き込まれないようにガイダンスやガイドブック、「玉川学園・玉川大学ソーシャルメディアの利用に関する取扱要領」などで周知徹底を図っています。今後は更なる指導を行っていきます。

(4) ハラスメント防止対策の徹底と相談窓口の周知徹底

「学校法人玉川学園ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、ハラスメント防止に積極的に取り組んでいます。ハラスメントに対する本法人の基本姿勢、問題発生時の相談窓口については学生全員が携帯するガイドブックや、ハラスメントや学生・生徒の相談について特化したリーフレットを配付し学生・生徒への周知徹底を図っています。また、生徒に対してはスクールカウンセラーによる相談受付体制を整備し、その周知をしています。今後もこれまで以上に学生・生徒への周知・徹底を図っていきます。

(5) いじめ防止対策の徹底と体制

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止を実効的に行うため、「玉川学園K-12 いじめ防止等対策委員会」を設置し、本委員会で「玉川学園いじめに関する基本方針」に基づく計画・実行・検証・見直し等を行っています。特に、早期発見のために生徒・児童・園児に対する定期的調査の実施や、いつでも相談できる窓口を開設して取り組んでいます。

(6) 体罰防止対策の徹底

生徒・児童・園児への指導にあたり、「学校教育法第11条」において、いかなる場合も体罰を行ってはならないと定められています。体罰は違法行為であることから「学校法人玉川学園懲戒規程」において懲戒対象行為として明記しています。教員は指導にあたり、生徒・児童・園児一人ひとりをよく理解し、適切な信頼関係を築くため、自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組んでいます。更に、問題行動を起こす生徒・児童・園児に対しては、担任だけでなく、複数の教員で指導に当たる体制を整え、教員間で体罰防止に取り組んでいます。

(7) 情報活用と適切な情報管理の推進

「学校法人玉川学園情報システム運用基本規程」や「学校法人玉川学園コンピュータ・データ管理規程」といった情報システムの運用に関する各種規程や、「学校法人玉川学園個人情報保護規程」や「学校法人玉川学園特定個人情報取扱規程」といった個人情報保護に関する規程を整備し、情報の適切な管理を行っています。更なるこの分野での進歩に対応するために、情報管理の充実を図っていきます。授業やガイドブックにおいてコンピュータやインターネットの利用の際、一般の社会的常識と同様にルールやマナーを守ることを求めています。学生・生徒・児童がネット被害を受けることも視野に入れて、更なる指導を行っていきます。

(8) 24時間の防犯体制

専門部署を配置するほか委託の警備員が学内を警備し、24 時間体制で安心・安全な環境づくりに取り組んでいます。教職員全員がキャンパスカード（身分証明書）を装着し、学生や父母にもキャンパスカードの装着を義務付けるなど、さまざまな方策を講じて不審者等の入校を防ぐ警備の強化を図っています。

(9) 事業継続計画の策定

災害などの緊急事態に際し、登下校の時間帯・授業時間帯による災害リスクを想定した対策を講じています。人的被害と物的損害を最小限に抑え、教育活動の早期復旧が図れる体制を整備しています。

(10) 研究不正、研究費不正使用の防止

「玉川大学研究倫理規程」を制定し、研究倫理や公的研究費不正使用をはじめとする不祥事が万が一発覚した際の対応についての体制や行動マニュアルなども整備しています。今後も不祥事防止対策に積極的に取り組めます。

(11) 法令遵守の体制整備

全ての教育研究活動や業務に対して法令、寄附行為、学則及び諸規程を遵守するよう体制を整え、組織的に取り組むだけでなく、「学校法人玉川学園内部監査規程」を整備し、教育研究活動、各業務が、法令等を遵守しているか確認する体制を整えています。

2. 内部統制システム整備の基本方針に基づく体制整備

「学校法人玉川学園内部統制システム整備の基本方針」及び「学校法人玉川学園内部統制の推進に関する規程」を定め、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保します。

(1) 経営に関する管理体制

法令及び寄附行為並びに寄附行為施行細則に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行います。寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ります。また、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、常任理事会を設け、理事会から委任された事項を協議します。

(2) リスク管理に関する体制

事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、業務執行部署が自律的に管理することを基本とします。理事会は、本法人の業務執行に関するリスク及び本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクを特定し、リスク管理体制と合わせて見直しを行います。

(3) コンプライアンスに関する管理体制

理事及び教職員は、本法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため、高い倫理観と社会的良識を持って公正・公平かつ誠実な職務の遂行に努めます。本法人の業務執行状況及び教職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査に関する諸規程に基づき監査を実施し、その計画及び結果について常任理事会に報告します。常任理事会は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図ります。

(4) 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、質問等を通して、理事の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行います。理事及び教職員は、本法人

の業務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じます。

3. 違反等の行為に関する公益通報窓口の設置及び公益通報体制の整備

「学校法人玉川学園公益通報等に関する規程」を整備し、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為を察知した教職員等が公益通報・相談することのできる窓口を常時開設し、不祥事を未然に防ぐ体制を整えています。当該規程により、公益通報者が不利益な扱いを受けないよう保護されています。

おわりに

少子化に伴う人口減少により、園児、児童、生徒、学生の確保は、ますます厳しい状況となっています。日本政府は、未来社会のコンセプト Society 5.0 を提唱し、その時代に向けた人材育成のあり方を検討しています。特に、世界規模で物事を考え対応できる人材の養成が教育機関に求められています。さらに、知識や技術はもちろんのこと、主体性、創造性を有し、コミュニケーション能力や問題解決力を持った人材、つまりは、社会の変化に柔軟に対応でき、チームとして取り組める人材が必要とされています。本学では、全人教育の理念のもと、教育の質保証を根幹として実施した Tamagawa Vision 2020 を振り返りながら、新たに創立 100 周年に向けて策定した Tamagawa Vision 100 (2029) を実施します。実施にあたっては、ブランド力向上を図るため、教職協働による「Tamagawa Vision 100 (2029) ブランディングプロジェクト」を設置し、新しい時代に適した教育・研究の目標を検討してまいります。

大学においては、教育の質保証が求められ教育を通して何を身に付けたかが問われていることから、履修主義から修得主義へと転換を図っています。具体的には、半期の履修上限を 16 単位に設定し、予習・復習を含め各科目を十分に学ぶ時間を確保するとともに、学生に主体的な学修を促し、課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等を有した人材の育成を行っています。英語力の強化にあたっては、英語を母語としない相手とも意思疎通ができるよう、国際共通語としての英語の修得を目標とした教育を行う ELF English as a Lingua Franca プログラムを推進しています。また、複雑化する社会に対応するためには、学問分野別の独立した従来型の教育では十分ではありません。2020 年 4 月に稼働した STREAM Hall 2019 に加え 2021 年 4 月に稼働した Consilience Hall 2020 を活用し、分野を横断して連携・融合を図る ESTEAM (英語、科学、技術、工学、芸術、数学) 教育を推進していきます。

本学園 K-12 においては、これからの社会のデマンドに応えるため、2021 年度から新たな一貫教育体制をスタートさせています。1～5 年生は JP Japanese Predominant クラスと EP English Predominant クラス、6～12 年生は Secondary Division、IB Division として質の高い教育活動をより一層推進していきます。「国際化する大学教育への準備を目指した教育課程の構築」を大きなテーマに据え、学習指導要領の改訂に合わせながらカリキュラムを再編成するとともに、学習環境、指導体制の強化を図っています。主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、「学びの技」をはじめ、すべての教科や教科横断的な活動の中で、思考力や言語技術等の資質・能力を高める指導に本学園 K-12 全体で継続的に取り組みます。

ガバナンス・コードにおける関連諸規程一覧

諸 規 程

- | | | |
|------|----------|--|
| 第1編 | 基 本 | 学校法人玉川学園寄附行為
学校法人玉川学園寄附行為施行細則
学校法人玉川学園内部統制システム整備の基本方針
学校法人玉川学園組織規程
学校法人玉川学園の学長、校長及び園長の選任及び任期等に関する規程 |
| 第2編 | 学 則 等 | 玉川大学学則
玉川大学大学院学則
玉川学園高等部学則
玉川学園中学部学則
玉川学園小学部学則
玉川学園幼稚部園則
玉川学園K-12 一貫教育に関する通則
玉川大学部長会運営規程
玉川大学教授会等運営規程
玉川大学大学院研究科長会運営規程
玉川大学大学院研究科会等運営規程
玉川学園部長会運営規程
玉川学園K-12 協議会運営規程 |
| 第3編 | 会 議 等 | 学校法人玉川学園全学園連絡会規程
学校法人玉川学園法人部長会規程 |
| 第4編 | コンプライアンス | 学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程
学校法人玉川学園コンプライアンスの推進に関する規程
学校法人玉川学園コンプライアンス方針
学校法人玉川学園公益通報等に関する規程
学校法人玉川学園個人情報保護規程
学校法人玉川学園特定個人情報取扱規程
学校法人玉川学園監事監査規程 |
| 第5編 | 服 務 | 学校法人玉川学園ハラスメント防止対策等に関する規程 |
| 第7編 | 総 務 | 学校法人玉川学園文書取扱規程
学校法人玉川学園情報公開規程 |
| 第9編 | 情 報 | 玉川大学・玉川学園ソーシャルメディアの利用に関する取扱要領
学校法人玉川学園情報システム運用基本規程 |
| 第10編 | 学 事 等 | 玉川大学研究倫理規程 |
| 第12編 | 安 全 等 | 学校法人玉川学園安全対策規程
学校法人玉川学園防災管理規程 |

関 連 冊 子

- 玉川大学・玉川学園防災の手引き
 - 玉川大学学生生活ガイド
 - 玉川学園学校生活の手引き
 - 玉川学園K-12 いじめ防止等に関する手引き
 - 玉川学園K-12 体罰防止のためのガイドライン
- Tamagawa Vision 100(2029) “VISION BOOK 2023”

学校法人玉川学園組織

高等教育機関	大学院文学研究科／大学院農学研究科 大学院工学研究科／大学院マネジメント研究科 大学院教育学研究科／大学院脳科学研究科 芸術専攻科 文学部／農学部／工学部／経営学部／教育学部 芸術学部／リベラルアーツ学部／観光学部
高等教育附置機関	教育学術情報図書館／教育博物館／学術研究所 脳科学研究所／量子情報科学研究所 教師教育リサーチセンター／ELF センター／ TAP センター／ICT 教育研究センター
共通教育附置機関	国際教育センター
高等教育支援機関	教学部／研究推進事業部／学生支援センター／ 入試広報部／キャリアセンター／継続学習センター
初等中等教育機関	幼稚部／小学部／中学部／高等部
初等中等教育附置機関	アカデミックサポートセンター
初等中等教育支援機関	学園教学部
法人部門	総務部／人事部／経理部／保健センター 健康院 学友会事務部
理事長直轄部門	監査室／教育情報・企画部／IR 室 玉川アスレチック・デパートメント
収益事業部門	出版部／購買部

制定・改正記録

学校法人 玉川学園 ガバナンス・コード

制定日 2022年4月1日（第1版）

改正 2023年4月1日（第2版）

改正 2025年4月1日（第3版）

学校法人玉川学園 ガバナンス・コード

制定 2022年4月1日（第1版）

主管事務 総務部

